

商品概要説明書(財形住宅信託)

平成 26 年 5 月 7 日

1. 商品名	財産形成住宅信託(住宅財形) 合同運用指定金銭信託(以下、金銭信託といいます。)
2. ご利用いただける方	個人(勤労者)のお客さま
3. 信託期間	5年以上(勤労者財産形成促進法第6条第4項)
4. 運用の基本方針	定期的かつ計画的な預入による財産形成に資するために、資産の安全性・収益性に留意しつつ安定的な運用を行います。
5. 運用制限	預貯金、合同運用信託または有価証券 (勤労者財産形成促進法第6条第2項、同施行規則第1条の2の3)
6. 入金方法 (1)入金方法 (2)設定方法 (3)入金金額・単位	事業主が、お客様からのお申出にもとづき給与等から天引き控除して、5年以上の期間にわたって一定の時期(年1回以上)に、積立金をご入金(預入代行)いただきます。 給与等からの天引き控除のほか、勤労者財産形成促進法に定められた金銭をご入金することができます。 当初ご入金日を設定日とし、設定日の5年後の応当日を元本償還日(満期日)とする金銭信託を設定いたします。 この金銭信託には、信託金を追加することができますが、信託金を追加した日から満期日までの期間が2年に満たない場合、満期日は信託金を追加した日から2年後に自動延長されます。
7. 予定配当率 (1)適用利率(金利)の明示 (2)変更頻度 (3)表示場所	当社の店頭に掲示する「信託配当率表」に明示いたします。 預入日以降は毎年3月26日および9月26日に、店頭掲示する「信託配当率表」に表示する予定配当率に見直します。 当社本支店の店頭に掲示する「信託配当率表」に表示します。
8. 支払方法 (1)元本 (2)収益金	勤労者財産形成促進法第6条第4項にもとづき、お客さまが持家としての住宅取得または持家の増改築等のための対価の支払に充当する場合にお支払いします。 毎年3月25日及び9月25日を収益計算日とし、翌日元本に組み入れます。
9. 信託報酬・手数料 (1)信託報酬の金額	運用収益から信託元本と予定配当率または予想配当率に基づき計算してお支払い



三井住友信託銀行

商品概要説明書(財形住宅信託)

平成 26 年 5 月 7 日

(2)受入日	する収益金総額を差し引いた金額。 収益金の計算期日に運用収益から受け入れいたします。
10. 付加できる特約事項	ありません。
11. 中途解約時の取扱い (1)中途解約の方法 (2)支払額の計算方法	持家としての住宅取得または持家の増改築等のための対価の支払に充当する場合、またはやむを得ない事情により中途解約のお申出があった場合に解約に応じることがあります。 やむを得ない事情により中途解約する場合は要件違反となり元本および収益金の合計額からご請求日に当社の店頭に掲示する「信託配当率表」に表示する解約手数料および源泉税額を差し引かせていただきます。 この場合に差し引く金額は、当初の預入日からご請求日までのお手取収益の合計額(既に元本に組み入れられた収益およびお支払いした収益を含みます。)を限度とします。 なお、当初の預入日から7年経過日以後に解約する場合、解約手数料はいただきません。
(3)一部解約の方法	持家としての住宅取得または持家の増改築等のための対価の支払に充当するために一部解約ができます。この場合、お支払いできる元本は住宅取得等に必要な金額または残高の9割相当額のいずれか少ない金額の範囲となります。
(4)支払額の計算方法	ご請求金額となり、解約手数料は差し引きません。
(5)解約手数料	当社の店頭に掲示する「信託配当率表」に表示いたします。 解約手数料は予定配当率の見直しに併せて見直しを行うことがあります。



三井住友信託銀行

商品概要説明書(財形住宅信託)

平成 26 年 5 月 7 日

12. その他参考となる 事項	・勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)第6条第4項に規定された契約であり、同法関係法令にもとづきお取扱いいたします。 契約制限 : 1 人1契約であること。 加入年齢 : 契約申込時の加入年齢が55歳未満であること。 積立期間 : 5 年以上 ・租税特別措置法第4条の3(利子所得の非課税扱い)が適用されます。 非課税最高限度額 : 550万円。 ・法令要件(例、持家の取得等)を満たさない事由による契約解約は要件違反となり、解約日の前5年以内に支払われた収益に遡って課税扱いとなります。(5年遡及課税) ・残高通知は、年1回以上ご案内します。 <収益金の計算> (1)計算期日 金銭信託 : 毎年3月25日・9月25日および満期日の前日を収益計算日とし、予定配当率による6ヶ月を1年の2分の1とした計算で、単利の方法により計算いたします。 定期預金 : 満期日の前日を収益計算日とし、設定日から満期日の前日までの日数について約定利率による 1 年を365日とした計算で、6ヶ月複利の方法により計算いたします。 (2)付利単位 金銭信託 : 付利単位 100 円 定期預金 : 付利単位 1 円
--------------------	---

